

消費税増税に伴うお知らせ

2019年9月

2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられます。これに伴い、当院における保険適用外の料金については10月1日から10%の消費税を請求させていただきます。

なお、非課税対象となる保険診療や介護サービスに係る料金についても、厚生労働省による診療報酬・介護報酬の改定により一部変更となります。

何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

医療法人春水会 山鹿中央病院